様式第２号(別紙１)

鉾田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付申請に関する誓約事項

１　わくわく茨城生活実現事業に関する報告及び立入調査について、茨城県及び鉾田市から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領、鉾田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

(１)移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

(２)移住支援金の申請日から３年未満に鉾田市以外の市区町村に転出した場合：全額

(３)移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

(４)わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領、鉾田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額

(就業の場合のみ)

(５)移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

　　(ただし、地方就職支援金に関しては、退職から３カ月以内に要件を満たす県内の別の企業に就業する場合は返還対象から除く)

３　移住支援金又は地方就職支援金の支給を受けた後に実施される鉾田市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

　※報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしませんが、担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。